

## 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備基本計画（平成29年3月策定）に基づき、山辺・県北西部広域環境衛生組合が設置運営する新ごみ処理施設（以下「新施設」という。）の基本仕様、新施設の建設及び運営に係る事業手法等について必要な事項を検討するため、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）に答申する。

- (1)新施設の基本仕様（施設規模、公害防止基準、処理設備、啓発施設、煙突の高さ、発電効率等）
- (2)新施設の建設及び運営に係る事業手法
- (3)前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から20名以内を持って組織し、管理者が委嘱し、又は任命する。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (1)環境工学又は環境科学等に関する学識経験者 | 2名   |
| (2)ごみ処理技術に関する学識経験者      | 1名   |
| (3)施設設置地域住民の代表者         | 4名以内 |
| (4)各種団体の代表者             | 3名以内 |
| (5)一般公募（天理市）            | 2名以内 |
| (6)その他管理者が必要と認める者       |      |

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、1号委員から5号委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第3条第1項第1号、第2号及び第6号の委員の中から構成される施設整備にあたり施設規模、処理方式等の技術的な課題について検討するための専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長は、専門部会で検討した事項について、委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、山辺・県北西部広域環境衛生組合において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。